

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年2月19日

独立行政法人都市再生機構 業務受託者

株式会社URコミュニティ

北海道住まいセンター長 秋元 恵太

1 業務内容

- (1) 業務件名 令和8年度住宅管理報「Yourらうんじ」配布等業務一式(北海道住まいセンター)
- (2) 業務等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期限 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 見積方法及び契約相手方の決定方法

見積金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の総価を記載すること。また、見積書に見積価格の内訳書を添付すること。この内訳書の単価を契約単価とする。内訳書に計算間違いあるいは見積書と内訳書の金額に相違があった場合は無効とする。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

以下の条件を全て満たした者を、参加資格を有すると確認された者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「役務提供」の資格を有する認定を受けていること。
※「全省庁統一資格」は独立行政法人都市再生機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、独立行政法人都市再生機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西3丁目1 札幌北三条ビル2階

独立行政法人都市再生機構 業務受託者

株式会社URコミュニティ 北海道住まいセンター お客様相談課

電話 011-261-9277 (音声案内4番)

(2) 見積書等の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和8年3月2日(月) 14時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きしたうえで、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積の無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。また見積書と内訳書の総額に相違がある場合には無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

3(1)と同じ

以上

見 積 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、令和8年度住宅管理報「Yourらうんじ」配布等業務一式(北海道住まいセンター)

※内訳書を見積書に添付してください。

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

北海道住まいセンター長 秋元 恵太 殿

法人名()

内 訳 書

総額 _____ 円

(税抜)

業 務 内 容	単価 (A)	1号あたりの数量(予定) (B)	実施回数(予定) (C)	計 (A)×(B)×(C)
配 布	円 銭	7,000	6	(D1)
チラシ挟み込み	円 銭	7,000	6	(D2)
合 計				(D1) + (D2) = (D3)

※この内訳書を見積書に添付してください。

表

独立行政法人都市再生機構 業務受託者 株式会社URコミュニティ 北海道住まいセンター長 秋元 恵太 殿 (令和8年度住宅管理報「Yourらうんじ」配布等 業務一式(北海道住まいセンター)(見積書)
--

裏

封	
住所・連絡先	氏名
	※登録番号

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること

単 価 契 約 書 (案)

- 1 契約の名称 令和8年度住宅管理報「Yourらうんじ」配布等業務一式
(北海道住まいセンター)
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約単価 別紙単価表のとおり。

上記の役務について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の役務(以下「業務」という。)に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)中、発注者からの発注を受けて仕様書に定められた業務を履行し、発注者はその代金(以下「請負代金」という。)を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、業務を受注者に発注するときは、その都度、その内容、履行期限等を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者はこの注文書に基づき業務を履行するものとする。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された履行期限（以下「履行期限」という。）内に、当該注文書に基づく業務を完了することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、履行期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価等の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 賃金、材料等の価格等に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく業務が完了したものとし、成果物があるときは、当該成果物は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第9条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、別紙の単価表に基づき算定した請負代金を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、請負代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に注文書に基づく業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると

きは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第12条又は第13条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、同項の注文書に基づく請負代金に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、

当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定す

る期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙1 （仕様書）

別紙2 （単価表）

別紙3 （対象団地一覧表）

仕 様 書

1 業務の名称

令和8年度住宅管理報「Your らうんじ」配布等業務一式(北海道住まいセンター)

2 業務の内容

発注者が発行する住宅管理報「Your らうんじ」(以下「住宅管理報」という。)に、発注者の広報物等(チラシ)を挟み込みの上、発注者の指示する団地に居住する世帯及び管理サービス事務所に配布する。

3 業務に係る基本事項

(1) 配布物

イ 住宅管理報(タブロイド版、原則8ページ、偶数月20日発行。ただし、令和8年8月号及び令和8年12月号は1日発行。令和8年4月号～令和9年2月号の計6回分。)

ロ 発注者の広報物等(A4版チラシ。住宅管理報に挟み込むものとする。発行日・発行回数は、住宅管理報に準ずる。)

(2) 配布部数

毎号約7,000部(詳細は別に発注者が通知する。)なお、団地に居住する世帯は1部、管理サービス事務所は5部配布する。

(3) 配布対象

発注者の指示する団地に居住する世帯及び管理サービス事務所。(詳細は別に発注者が通知する。)なお、随時配布対象に多少の増減が発生する。

配布エリアの概要は、仕様書別紙及び「UR住まいガイド」(北海道版)の「募集物件マップ」を参考にすること。(なお、当該マップは配布エリアの目安を示すための参考資料であり、当該マップに記載のない配布対象団地も存する。)

(4) 配布期限

原則として、発行月の月末までに配布する。ただし、令和8年8月号及び令和8年12月号は発行月の10日までに配布する。(これに拠らない場合は発注者が別に通知する。)

(5) 業務指示者

発注者は、4、5の業務を実施するための業務指示者を設けることが出来る。

4 業務の実施方法

(1) 毎号の詳細指示

発注者は受注者に対し、毎号発行月の1日(ただし、令和8年8月号は令和8年7月10日、令

和8年12月号は令和8年11月10日)までに、納品部数、配布想定部数、配布対象住戸及びチラシ挟み込みの有無を通知する。

(2) 実施体制の報告

受注者は発注者に対し、毎号発行月の5日(ただし、令和8年12月号及び令和8年12月号は各年11月15日)までに業務の実施体制(配布責任者、配布体制、配布拠点を含む)を報告する。

(3) 住宅管理報の受領

受注者は、毎号発行月の18日(ただし、令和8年8月号は7月30日、令和8年12月号は11月28日)までに当機構が別に委託した印刷会社から住宅管理報及び広報物等(チラシ)を受領する。

なお、受領時間等の詳細については、受注者と印刷会社との間で調整の上、決定すること。

(4) 業務の流れ

	毎号の詳細 指示	実施体制の 報告	住宅管理報の 受領	発行日	配布期限
下記以外	発行月の 1日	発行月の 5日	発行月の 18日	偶数月 20日	偶数月 月末
各年8月号	7月10日	7月15日	7月30日	8月1日	8月10日
各年12月号	11月10日	11月15日	11月28日	12月1日	12月10日

(5) 住宅管理報の配布

イ 配布方法

配布対象のうち発注者の指示する団地に居住する世帯にあつては、原則として各住宅の集合郵便受に投函する。(団地の1階住戸については、集合郵便受がない場合がある。その場合に限り、1階住戸の郵便受に直接配布する。)

管理サービス事務所にあつては、原則として当該事務所の郵便受に投函する。(団地によっては管理サービス事務所がないものもある。その場合は配布不要。)

ロ 配布作業上の留意点

- ① 配布作業は午前8時から午後7時までの間で行う。
- ② 郵便受に投函する際には、原則として、表紙(Your らうんじ〇月号)を上にして住宅管理報全体を郵便受奥まで完全に投函し切る。なお、住宅管理報を投函することで郵便受内の郵便物等を破損等させることのないよう留意して行うこと。
- ③ 住宅管理報は、雨濡れ、破汚損、置き忘れや紛失することのないよう取り扱う。
- ④ 発注者が通知する場合を除き、他の刊行物等を住宅管理報と一緒に配布しない。
- ⑤ 配布作業にあつては、団地居住者に配布員であることが判るよう身分証(社員証等)を掲示する。また、常に道路交通法等の交通法規を遵守し、団地居住者の日常生活を妨げることのないよう留意し、誠実に対応する。
- ⑥ 郵便受からはみ出すなど配布の方法が適切でない等の苦情があつた場合、当該住戸への投

函状況について是正する。なお、発注者の求めに応じて当該状況を説明できる資料、写真等を提出する。

- ⑦ 集合郵便受に配布物が異常に蓄積されている等、配布対象であるにも関わらず配布困難な状況があった場合は、発注者に報告する。なお、発注者の求めに応じて当該状況を説明できる資料、写真等を提出する。

(6) 配布残部の取扱い

配布地区毎に、納品部数から配布部数を差し引いた数が、残部数と合致するか確認する。残部は、配布漏れ等への対応に備えるため、受注者において配布期限後2週間程度、適切に保管する。保管期間後は自治体等の許可を受けた処分場で適正に処分すること。発注者の依頼があった場合は、処理方法等について報告を行う、又は、発注者の指示する場所に返却する。

5 配布漏れ等発生時の対応

(1) 配布漏れが判明した場合

受注者は発注者の指示に基づき、原則即日該当世帯に住宅管理報を配布し、発注者に対応完了の旨報告する。

(2) 誤配布、重複配布が判明した場合

配布作業中に判明した場合は一旦該当団地内の配布を中止し、速やかに発注者に連絡する。受注者は発注者からの情報収集・報告方法等に関する指示に基づき、迅速に対応する。また、受注者は発注者に対し、速やかに対応完了の旨報告する。

(3) 重大な事案に対する追加報告

上記(1)又は(2)の事案のうち、発注者が特に重大な事案であると判断した事案の場合は、対応完了の旨の報告に加え、事案の発生経緯、対応内容、原因及び再発防止策について、受注者は発注者に対し、書面により報告する。

6 業務完了の報告

配布が完了した時は、直ちに業務完了届（様式）及び団地毎の投函日等を記載した書面をもって報告する。なお、上記4(5)

ロ⑦は請負代金の算定根拠となる配布部数に含めるが、5(1)(2)は含めないものとする。

7 請負代金の支払

請負代金の支払は号毎とし、配布及び挟み込みの単価に配布部数（実績）を乗じた額（算定した額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

8 その他

本仕様書に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定め

る。

以 上

(様式)

令和 年 月 日

業 務 完 了 届

札幌市中央区北3条西3丁目1番
独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社URコミュニティ
北海道住まいセンター長 様

株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇〇

令和8年度住宅管理報「Your らうんじ」配布等業務(北海道住まいセンター)
(令和〇年〇月号)

上記業務については、令和〇年〇月〇日をもって完了しましたので報告します。

完 了 確 認 書

上記の業務が完了したことを確認する。

令和〇年〇月〇日

分任検査役代理者

検 査 員

単 価 表

■配布業務 1住戸1回あたり	〇〇円〇〇銭
■チラシ挟み込み業務 1住戸1枚あたり	〇〇円〇〇銭

※ 上記の額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

対象団地一覧表（令和 8 年 2 月 1 日現在）

市区町村	団地名	総戸数	住所
石狩市	花川中央	430 戸	〒061-3213 石狩市花川北 3 条 3 丁目 4
江別市	大麻宮町	420 戸	〒069-0855 江別市大麻宮町 4
江別市	大麻園町	446 戸	〒069-0851 江別市大麻園町 23（1～10 号棟） 江別市大麻園町 34（11～20 号棟）
江別市	大麻中町	110 戸	〒069-0854 江別市大麻中町 27（1～7 号棟） 江別市大麻中町 28（8～11 号棟）
北広島市	北広島駅前	140 戸	〒061-1133 北広島市栄町 1 丁目 2-1
北広島市	北広島北進町	290 戸	〒061-1132 北広島市北進町 2 丁目 1
北広島市	北広島若葉町	200 戸	〒061-1142 北広島市若葉町 2 丁目 1
札幌市	南 3 条	111 戸	〒060-0063 札幌市中央区南 3 条西 2 丁目 6
札幌市	あけぼの	1020 戸	〒005-0018 札幌市南区真駒内曙町 1 丁目 1
札幌市	円山北町	140 戸	〒064-0826 札幌市中央区北 6 条西 28 丁目 2-1-
札幌市	菊水	91 戸	〒003-0805 札幌市白石区菊水 5 条 1 丁目 8-14
札幌市	琴似第 1	112 戸	〒063-0812 札幌市西区琴似 2 条 4 丁目 1-8
札幌市	五輪	830 戸	〒005-0013 札幌市南区真駒内緑町 4 丁目 1
札幌市	南 3 条第 2	112 戸	〒060-0063 札幌市中央区南 3 条西 8 丁目 7
札幌市	北 12 条	72 戸	〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 23 丁目 1-2
札幌市	北 24 条	170 戸	〒001-0024 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-7
札幌市	本郷	140 戸	〒003-0025 札幌市白石区本郷通 3 丁目北 2-1～3
札幌市	琴似第 2	140 戸	〒063-0812 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-35
札幌市	平岸	116 戸	〒062-0936 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 1-58（1 号棟） 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目 1-59（2 号棟）
札幌市	東札幌六条	483 戸	〒003-0006 札幌市白石区東札幌 6 条 3 丁目 1-1～4
札幌市	北 1 条	45 戸	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 2
札幌市	澄川	310 戸	〒005-0006 札幌市南区澄川 6 条 3 丁目 2-1～6
札幌市	北 11 条	140 戸	〒065-0011 札幌市東区北 11 条東 7 丁目 1
札幌市	北 10 条	91 戸	〒065-0010 札幌市東区北 10 条東 7 丁目 1-1（2 号棟） 札幌市東区北 10 条東 7 丁目 1-10（1 号棟）
札幌市	狸小路	117 戸	〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 10 丁目 1001

札幌市	菊水三条	236 戸	〒003-0803 札幌市白石区菊水 3 条 5 丁目 2-1~6
札幌市	新木の花	421 戸	〒062-0931 札幌市豊平区平岸 1 条 4 丁目 3 札幌市豊平区平岸 1 条 5 丁目 2 〒062-0931 札幌市豊平区平岸 2 条 4 丁目 1